

古賀市版環境カウンセラー制度 部会案

		審議会(中間報告)での意見	審議会(中間報告)での素案	部会案
登録について	ボランティアの名称	特に意見なし	①古賀市環境アドバイザー ②古賀市環境サポーター ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク制度」とする。	①古賀市環境アドバイザー ②古賀市環境サポーター ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク制度」とする。
	登録の対象	特に意見なし	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を持つか、市内で活動を行っている団体	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を持つか、市内で活動を行っている団体
	登録の要件	なるべく多くの方にサポーター登録してもらいたい。高校生以上という学歴は不要では	①環境に関する専門の知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体	①環境に関する専門の知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体
	養成講座・研修制度・交流会など	・アドバイザーが講師となったり、活動報告会を養成講座としては、年10回程度行ってはどうか ・アドバイザーが登録されていないジャンルの養成講座を行ってはどうか ・サポーターの人たちを育成するサポーター養成講座を行ってはどうか ・知識や関心があるが行動に移せていない方を対象に講座を開く、参加しやすい勉強の場を設ける →アドバイザーの質の担保につながる ・サポーターにも報告書を書いてもらうことで人材育成につながるのでは	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、会員のスキルアップを目的とした学習会を開く。講師を①が務める。 ・登録について、3年毎に更新する。	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、アドバイザーのスキルアップを目的とした、アドバイザー同士の学習会を開く。講師をアドバイザーが務める。アドバイザー10人程度希望 ・登録について、3年毎に更新する。
	活動の形態(個人か組織か)	・両方可	カウンセラー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織としての活動も併せて行う。	アドバイザー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織としての活動も併せて行う。
	現在あるボランティアバンクとの関わり	・他の制度と重複登録を可とするが、新しい人材の発掘にはつながらないので要検討	・環境に特化したボランティアバンクとして、他のボランティアバンクと住み分けを行う。 ・登録されたカウンセラー・サポーターが環境以外の分野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンクに登録してもらう	・環境に特化したボランティアバンクとして、他のボランティアバンクと住み分けを行う。 ・登録されたアドバイザー・サポーターが環境以外の分野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンクにも登録してもらう。
利用について	活動の場	・活動の場がなければモチベーションが下がる。利用する側への周知が大事	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会 ・市の主催事業
	市民との関わり	特に意見なし	・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント	・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント
	学校との関わり	特に意見なし	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動
	企業との関わり	・中小企業では難しいのでは ・企業にPRする際に、CSR活動としてアピールできることや企業内の人材育成となることを強調すべき	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援
	利用者の負担(有料、無料)	特に意見なし	・利用者が環境カウンセラー、サポーターを招く場合の講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場合は利用者の負担とする。	・利用者が環境アドバイザー・サポーターを招く場合の講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場合は利用者の負担とする。必要な情報提供を事務局が行う。
その他	環境教育プログラム	・アドバイザー、サポーターの数とプログラム実施数の予定を立てておく必要があるのでは ・環境基本計画では「環境教育プログラム」は小学校を対象と記載があるが、幅広い世代に行うべきでは	・環境教育プログラムについては、事務局が作成した様式を基に、各カウンセラーが作成する。 ・作成した環境教育プログラムについては、登録プログラム一覧として公開し、利用者が選べるようにする。 ・環境教育プログラムの内容については、市の環境に関する方針(古賀市環境基本計画等)に沿ったものについてのみ、登録を行う。	・環境教育プログラムについては、環境基本計画の指標の中で、令和5年度の目標値として「環境カウンセラー(アドバイザー)の登録数30人、「環境教育プログラム実施数30回/年」とある。
	その他	・周知方法として、広報紙だけでなく、回覧版の活用をする		